令和3年3月31日告示第149号 改正 令和4年3月31日告示第159号 改正 令和5年3月31日告示第166号

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業補助金交付要綱(平成 31 年鶴岡市告示第 255 号)の全部を改正する。

(目的及び交付)

第1条 市長は、市民が主役のまちづくりを推進するため、多様なまちづくり活動 及び市民と行政の協働を促進することを目的とし、市民が主体的に取り組む事業 に対し、鶴岡市補助金等に関する規則(平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規 則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交 付する。

(補助対象事業)

- 第2条 補助の対象となる事業は、鶴岡市内に拠点を置いて次のいずれかの事業を 実施するもので、市長の認定を受けたものとする。ただし、特定の個人又は法人 その他の団体の利益を図ることを目的とする事業又は政治、宗教又は選挙活動を 目的とする事業を除く。
 - (1) 鶴岡らしさや地域特性を活用しまちづくりに取り組む事業
 - (2) 鶴岡らしさや地域特性を活用しまちづくりに取り組む事業で、補助対象経費から当該事業に係る収入の額を差し引いた額が100万円以上である事業
 - (3) 学生が自発的に行う地域についての学び又はまちづくりに取り組む事業
 - (4) 市の施設又は用地の整備、修繕又は管理を住民主体で取り組む事業

(認定の申請等)

- 第3条 前条の認定(以下「認定」という。)を受けようとするものは、市長が別に 定める日まで、鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定申請書(様式第1号)に、 次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業収支計画書(様式第3号)

- (3) 団体概要書(様式第4号)
- (4) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (5) 団体の代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した名簿
- (6) コンテンツ使用に係る同意書(様式第5号)
- (7) プロジェクト概要書(様式第6号)(前条第2号の事業に限る。)
- 2 前項第7号に掲げる書類は、書面のほか、電磁的記録を市長が別に定める方法 により提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により認定することを決定したときは鶴岡市市民まちづく り活動促進事業認定通知書(様式第7号)により、認定しないことを決定したと きは鶴岡市市民まちづくり活動促進事業不認定通知書(様式第8号)により、当 該認定申請者に通知する。

(補助対象者及び補助金額)

第4条 補助対象者及び補助金額は、第2条各号に規定する事業の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に 掲げる経費を除く。
 - (1) 事業の実施に直接関係がない団体の経常的な運営に関する経費
 - (2) 国、県又は市の他の補助事業の対象となる経費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認める経費

(軽微な変更)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額 の2割以内の増減とする。

(実績報告)

- 第7条 規則第13条第1項に規定する補助金等実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
- 2 前項の補助金等実績報告書に添付する書類は、規則第 13 条第 1 項に規定するもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告書(別記様式)

- (2) 事業の実施状況及び成果を確認することができる写真その他の書類
- (3) 支出した経費の内容及び額を確認することができる書類(領収書等)の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 第3条第2項の規定は、前項第2号の書類について準用する。

(情報の使用)

第8条 市長は、第3条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定により提出された電磁的記録に記録された情報を、事業の周知、成果の報告、検証その他この告示の目的を達成するために必要な範囲内で使用することができる。

(帳簿等の保管)

第9条 規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付決定 に係る年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助金額
1 鶴岡らしさや地域特	次のいずれにも該当する団	補助対象経費の合計額の
性を活用し、まちづくりに	体	3分の2以内の額とし、20
取り組む事業	(1) 5人以上で組織されて	万円を限度とする。
2 1 のうち、補助対象経	いること。	次の各号に掲げる額のう
費から当該事業に係る収	(2) 半数以上の構成員が市	ち、いずれか少ない額以内
入の額を差し引いた額が	内に住所を有すること。	の額とする。
100 万円以上である事業	(3) 地域活性化につながる	(1) 100 万円
	公益的なまちづくり活動	(2) 市長が別に定める期
	を行っていること。	間内において、その事業
	(4) 団体の運営に関する定	に充てることを指定し
	款、規約、会則等を定め、	て行われた寄附金の額
	適切な会計処理が行われ	
	ていること。	
3 学生が自発的に行う	次のいずれにも該当する団	補助対象経費の合計額か
地域についての学び又は	体	ら当該事業に係る収入の
まちづくりに取り組む事	(1) 3人以上で組織されて	額を差し引いた額以内の
業	いること。	額とし、10万円を限度とす
	(2) 構成員が中学校、高等	る。
	学校、高等専門学校、大	
	学又は短期大学(以下「学	
	校」という。)に通学する	
	者であること。	
	(3) 半数以上の構成員が市	
	内に住所を有する、また	
	は市内の学校に通学する	
	者であること。	
4 市の施設又は用地の	次のいずれにも該当する団	補助対象経費の合計額以
整備、修繕又は管理を住民	体	内の額とする。ただし、現
主体で取り組む事業	(1) 5人以上で組織されて	物支給とすることができ
	いること。	る。
	(2) 半数以上の構成員が市	
	内に住所を有すること。	

- (3) 地域活性化につながる 公益的なまちづくり活動 を行っていること。
- (4) 団体の運営に関する定 款、規約、会則等を定め、 適切な会計処理が行われ ていること。

備考 次のいずれかに該当するものは、補助対象者としないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体
- (2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としている 団体
- (3) 鶴岡市暴力団排除条例 (平成 24 年鶴岡市条例第6号) 第2条第1号に規定する 暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第3号に規定する暴力団員等である者

年 月 日

円

鶴岡市長 様

団体名

代表者表者

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定申請書

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業として認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり応募します。

記

- 1 事業名
- 2 補助希望額
- 3 添付書類
 - (1) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業収支計画書(様式第3号)
 - (3) 団体概要書(様式第4号)
 - (4) 団体の定款、規約、会則等の写し
 - (5) 団体の代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した名簿
 - (6) コンテンツ使用に係る同意書(様式第5号)
 - (7) プロジェクト概要書 (様式第6号)

様式第2号(第3条関係)

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業実施計画書

団体名

事業名称								
実施期間		年	月	日から	年	月	日まで	
事業目的								
	≪具体的	な内容	: »					
事業内容	≪実施ス	ケジュ	ール》					
	≪実施体	制≫						
	≪周知・	拡散の	ための	取り組みに	ついて≫			
事業効果 及び目標	≪効果と	目標≫						
終了後の 活動								
他の補助・ 助成制度の 活用予定		・助成		無 の名称: 「 :				<u>——</u> 円
補助金交付履歴	《本事業	(「鶴同	聞いきい アップ	いきまちづく ² 事業補助金 度		の交付		<u></u> 方住民自
寄付額が補 助希望額に 満たない場 合の対応	《まちづ	くりチ	ヤレン	ジコースの	み》			

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業収支計画書

団体名

	項目	具体的な内容	金額 (円)	内訳(積算根拠)
	補 助 金			
	事業による収入			
収	その他収入			
入	自 己 資 金			
	計			
支				
出				
	総事業費			

団体概要書

(フリガナ)						
団 体 名						
代表者氏名	氏 名					
	住 所					
所 在 地	住 所		,	Ţ		
	TEL			FAX		
	氏 名					
連絡責任者	住 所					
	TEL			FAX		
	E-mail					
設立年月日		年	月	目		
設立目的						
会 員 数		人 (うち鶴岡市	ī在住	人))	
会 費	無・有	(年額・月額		円))	
活動地域						
活動実績						
ホームページ	無・有	(URL:)
直近事業年度の決算額		年度		円		

年 月 日

鶴岡市長 様

団 体 名

代表者氏名

コンテンツ使用に係る同意書

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業補助金交付要綱第7条第3項(第9条第3項 において準用する場合を含む。)の規定により提出する下記事業に係る紹介文、写真 その他一切のコンテンツを、鶴岡市が同要綱第8条の規定により使用することに同 意します。

なお、提出する一切のコンテンツは、第三者の著作権その他の権利を侵害するも のではないことを保証します。

記

事業名

プロジェクト概要書

団体名	
プロジェクトタイトル 画像 (推奨サイズ 680px)	
実施希望期間	年 月~ 日() ~ 年 月 日() 【最大90日間】
目標金額	円【金額達成型】
プロジェクト概要	解決したい課題・実施したい事業の目的(事業を行う必要性について)
画像 (推奨サイズ 680px)	【タイトル】
	具体的な事業内容
画像 (推奨サイズ 680px)	【見出し】
	事業実施によって達成したい目標値や成果
	[タイトル]
	【見出し】
	事業実施のスケジュール(クラウドファンディング期間ではなく事業の実施期間)

	目標とする金額を設定した理由/内訳、目標金額まで集まらなかった場合の事業の進め方について
	申請事業についての記事や団体ホームページ関連リンク (出典、URLを記載)
	事業を実施する人の思い
	【タイトル】
画像 (推奨サイズ	【見出し】
680px)	
	関係者の思い(受益者等)
	【タイトル】
画像 (推奨サイズ 600)	【見出し】
680px)	
	寄附者に向けたメッセージ
画像 (推奨サイズ 680px)	【タイトル】
	【見出し】
000pA)	

 第
 号

 年
 月

 日

団 体 名

代表者氏名

様

鶴岡市長

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった貴 事業については、鶴岡市市民まちづくり活動促進事業として認定しましたので、鶴岡市補助金等に関する規則第3条に規定する補助金等交付申請書を 年 月 日まで市長に提出してください。

なお、補助限度額は、下記のとおりです。

記

補助限度額

円

 第
 号

 年
 月

 日

団 体 名

代表者氏名

様

鶴岡市長

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった貴 事業については、鶴岡市市民まちづくり活動促進事業として認定しないこととしましたので、 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により通知します。

事業報告書

事業名称						
実施期間	年	月	日から	年	月	日まで
事業目的						
事業内容						
目標達成 状況と 事業の評価						
その他						